

京都府地域職業能力開発促進協議会の構成員の 募集（リカレント教育を実施する大学等）について

京都労働局においては、京都府と共催により、令和4年10月に施行された職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進等のほか、地域における職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を行う京都府地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置しています。

つきましては、本協議会の構成員として参加いただくりカレント教育を実施する大学等を以下のとおり募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を図る観点から、貴校が京都府内で取り組むリカレント教育の内容についてご紹介いただくとともに、意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和5年9月中旬から令和6年3月31日までを予定しています。

募集にあたっては、会議時間の制限等の観点から構成員として1又は2者程度を予定しています。それを超える応募があった場合は個別に相談させていただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす大学等とします。

- ①学校教育法における大学、短期大学及び高等専門学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等）を実施していること。
- ②大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

4 募集期間

令和5年8月7日（月）から令和5年8月18日（金）まで

5 応募方法

募集期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子メールにてご提出ください。

メールアドレス：kyoto-kunren@mhlw.go.jp

- 6 構成員の決定等
構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡します。
- 7 その他
第1回京都府地域協議会については、令和5年10月下旬から11月上旬に開催を予定しています。
本地域協議会においては、提出された資料は原則公開となります。
今年度は、その他1回程度の開催を予定しています。
- 8 本件に関するお問い合わせ先
京都労働局職業安定部訓練課（TEL：075-277-3224）

以上

【別紙様式】

京都府地域職業能力開発促進協議会の構成員の応募について
(リカレント教育を実施する大学等)

*以下の項目に記載の上、5の提出先までメールにて送付してください。
なお、送付の際は、件名に「協議会（大学等）の応募」と記載してください。

- 1 学校名

- 2 協議会にて発言するリカレント教育の事業名
※タイトルだけ記載ください。後日、詳細について確認させていただく場合があります。

- 3 構成員となる者
構成員（構成員名簿に登載する者）について
役職 _____
氏名（ふりがな） _____

- 4 本件に関する連絡先
住 所：
電話番号：
メー ル：
担当者名：

- 5 提出先
京都労働局職業安定部訓練課
メールアドレス：kyoto-kunren@mhlw.go.jp